

令和3年11月

介護サービス施設・事業所管理者様

厚生労働省令和3年度老人保健健康増進等事業
「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策に関する調査研究事業」
【アンケート調査協力のご依頼】

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、NTT データ経営研究所からのご依頼により、「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策に関する調査研究事業」アンケート調査へのご回答のご協力を承りたく、ご案内をさせていただきます。当アンケートは、既に全国の施設・事業所様に郵送により配布されており、**11/26 (金) (必着)** が回答〆切となっております。

調査の制約上、全ての施設・事業所様に配布されているわけではございませんが、お手元に届いている皆様におかれましては、大変お忙しいところお手数をおかけしますが、調査へのご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

【アンケート調査の背景・目的】

介護施設等においては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、感染拡大の防止に対応しつつ、継続的なサービスを提供することが求められています。感染拡大防止の対応の中には利用者の行動等を制限する行為（対面での面会制限、居室等での隔離等）も含まれる場合があることから、対応について判断に迷う場面が生じた介護施設等も少なくないと考えます。また、意思の疎通等が難しい認知症者においては、感染拡大防止等を理由に行動を制限する場合には、特に倫理的な観点からも適切な判断やプロセスを踏まえた対応が必要となります。

本アンケートは、介護施設等に入所中の認知症の方について、コロナ禍における施設・事業所の感染拡大防止等を理由とする、行動制限(*)に関する実態を調査することを目的としています。

(*)本調査では、身体拘束ゼロへの手引き（※1）に記載された、「生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」を理由とした行為（例：転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る、自分の意思等で開けることのできない居室等に隔離する）のみでなく、その理由が感染予防等への対応である場合や、面会制限、移動制限区域の設定等も含めて「行動制限」と呼んでいます。

※1：(出所) 「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議

調査結果は、感染対策時の介護現場における課題や、認知症者への行動制限の必要に迫られた際にとるべきプロセス、医療従事者や介護従事者が留意すべき点等の取りまとめのための重要な情報となります。

重ね重ね、お手数をお掛けしますが、何卒よろしくお願いいたします。

敬具
令和3年11月吉日